

主要論点（案）に関する委員・専門委員提出資料

- 北地達明委員提出資料 1
- 萩原なつ子委員提出資料 3
- 宮本みち子委員提出資料 5
- 岸本幸子専門委員提出資料 7
- 工藤啓専門委員提出資料 9
- 経沢香保子専門委員提出資料 11
- 岸本幸子専門委員
工藤啓専門委員
駒崎弘樹専門委員
白井智子専門委員 提出資料 13
- 曾根原久司専門委員提出資料 15
- 服部篤子委員提出資料 17

これ迄の業務経験から考えていること

- － 公認会計士、ファイナンス制度の整備、産学連携の進展、公益等認定委員

北地 達明

- 
1. 目的を推進する仕組み 個の案件と評価
 2. 会社では無いこと → Going Concern の仕組み
 3. 柔軟に「民 ⇄ 民」らしく、しかし透明性は高く
 4. 善意がエゴに変わるポイントとその抑制のため
 5. プロボノをきっちりと整理する
 - － 相方の過大な期待

休眠預金活用の議論を進めるにあたっての提案（5月22日）

（（含む、基本方針策定に向けた主要論点（案）に対するコメント）

1. 審議会の議論はオープンな進め方で行うこと

休眠預金活用の性格上、より多くの方に関心を持っていただくために、審議会の議論の積極的な公開はもとより、パブリックコメントの前に地方公聴会を各地で行うなど、地域の多様な意見を聞き、対話するプロセスを取っていただくことを要望します。

2. 休眠預金活用の対象となる事業のイメージをより明確にすること

休眠預金活用法の基本理念には以下のことなどがかかれています。

「国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図る」（第16条1）

「民間公益活動の自立した担い手の育成」（第16条2）

「社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進」（第16条5）

「民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮」（第16条5）

一般的に、社会課題の解決という結果を短期間のうちに出すことを志向する場合、支援の対象は既に自立した担い手であることが求められます。一方で、長期的にみれば、新たな担い手が自立して活動を行うことの支援を行うことで、より大きな成果を挙げることが可能になります。

また「革新的手法」や「民間の団体の創意と工夫」を求めることは、より実験的なプロジェクトへの支援を想定することになり、そうした傾向を強めるほどに、定められた期間で明確な成果を挙げられない事業が増える可能性があります。このように、現状では想定される事業に振れ幅がある中で、どういった事業を想定するのか、また、何を持って「革新的」とするのかについて、本審議会において明確化することが必要です。

長年地域で活動を行う中で、新しい視点で活動に取り組み十数年かけて社会変革を行っていく団体のシードマネーとなるためのお金となることにより、より国民の理解が得られると考えます。

3. 「志のあるお金」を誘発する、市民社会全体を育て変革するお金の性格となるような、 指定活用団体、資金分配団体、資金配分のあり方を検討すること

指定活用団体は一般財団法人であり、「全国一団体を限って内閣総理大臣が指定する（第20条）」となっていますが、「利権団体」にならないようにするための配慮、工夫が強く求められます。

また、資金分配団体は実社会の現状を鑑み、以下のような多様な形態を認める形が望ましいと考えます。

・資金配分団体

- 1) 新たに作る一般財団法人
- 2) 既存の民間助成財団、コミュニティ財団等

・資金配分の方法

- 1) 民間財団等がすでに有し、実績のある市民活動を助成するプログラム、基金とのマッチング型
- 3) クラウドファンディング型

4. 専門委員により多様な視点を確保し、制度設計のためのワーキンググループの別途設置

専門委員は「専門の事項を調査させるため」に置くとなっています。現在の専門委員は社会課題解決のための重要な役割の一翼を担っている方々ではありますが、休眠預金活用にあたっての専門的な議論を進めるには、以下の視点の方々にも専門委員になっていただくなど、より幅広い専門性を持つ方に参画いただく必要があると考えます。

そのためにも、専門委員会以外に、助成を出す（プログラム開発を行う）制度設計のためのワーキンググループを設置することが重要と考えます。

- ・ 助成財団等資金仲介を行う組織のプログラムオフィサー
- ・ 事業収入を収益の柱とせず、参加型で運営している NPO
- ・ 地域に密着し、地方で活動する NPO
- ・ 休眠預金が定める 3 つの分野の NPO

5. 助成の専門性を確保する工夫とそのためのコストを担保する措置を講じること

資金分配団体には助成の専門性が求められます。その資金分配団体を選定する指定活用団体にも、同様に助成の専門性を理解し、育てる力が求められます。審議会でも指定活用団体や資金分配団体に求められる市民活動への助成の専門性について議論するとともに、指定活用団体や資金分配団体がそれを確保するためのコストを担保する措置が必要です。

萩原なつ子（立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科・教授）

平成 29 年 5 月 22 日

第一回休眠預金活用審議会発言要旨

宮本みち子
放送大学副学長

法の基本理念の具体化に関して

【自立した担い手の育成】

子ども・若者支援関係団体の苦悩は、事業の 3 要素のひとつ・場所・資金が継続できないこと。行政の委託事業はほとんどが単年度から数年の事業で継続契約保障がない。人材を育てること、とくに 20 代から 30 代を支援の専門家として採用し、教育訓練することが困難。支援事業は人材が命だが、職員の教育研修費をほとんど計上できない。休眠預金活用による助成は、上記の問題を解決する方向で実施すべき

【補完的な資金供給により民間公益活動に係る資金を調達できる環境整備の促進】

■子ども・若者支援に関連する国・地方自治体の委託事業は、資金の制約と、事業目的に添ってやれる範囲が厳しく規定されていて、現実のニーズに合致していかなくとも切り捨てるしかない状態。そこで、切り捨てるをえないが重要性の高い部分を満たすために、休眠預金を活用する。

■国や地方自治体の事業を受託する（上意下達）のではなく、団体自らが地域社会のニーズを汲み取り創造しようとする事業計画に対して助成すべき。

■縦割りの行政機関・行政施策を反映して委託事業が行われることが多いが、地域におけるあたらしい課題は、諸制度に横串を指すことが必要なものが増えている。休眠預金は行政では実施しにくい横串課題に対して積極的に助成すべき。

基本方針策定に向けて

公益財団法人パブリックリソース財団
専務理事 岸本幸子

1. 法の基本理念の具体化のための仕組み

(1) 国民に対し開かれたシステム構築

管理的統制的な仕組みで縛ることではなく、国民に対して開かれた基金運営の仕組みを構築することを通じ、効果的な資金活用を実現する。

① 仕組み全体を通じた透明性、情報開示の徹底

例：公開審査、報告会

② Fail-Safeの装置のビルトイン

例：オンブズマンの設置

(苦情受付、専門調査、是正勧告の第三者機関)

③ 国民へのレポートイング、フィードバックの徹底

・仕組み、進捗、成果の公表

・先駆的取り組みにより出現した成果の共有と、拡大・伝播の呼びかけ

(2) ソーシャルセクターのインフラ形成、システム形成

法の基本理念(自立した担い手の育成、民間資金の調達へのレバレッジとする、地域バランス等)を具体化するためには、基本理念の実践にかかわる多様なプレイヤーの力量形成、ノウハウ蓄積等のシステム整備に資金を活用することが、特に初期段階において必要であると考えます。

① 指定活用団体が研究機能、研修機能をもつ。

② 資金分配団体におけるシステム整備への資金活用を行う。

③ 資金支援だけでなく、非資金的支援への資金活用を行う。

2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題

(1) 縦割り行政のはざまで見落とされている課題

(2) 民間のソーシャルセクターが革新的な方法を提案している課題

(3) 行政と企業、民間などの多様なセクターが協力することで、取り組み効果が期待できる課題など

(4) SDGsの視点(ESG、No One Left Behind、構造改革)+「縮小社会」の課題
例：POST2015プロジェクト「SDGs達成に向けた日本への処方箋」(2016年)の9つの国内目標処方箋を議論の土台とする。

(5) 資金分配団体・活動団体からの提案を受け止める応答的な関係性を構築することで、優先的に解決すべき社会課題への資金投下を実現する。

以上

論点① 法の基本理念の具体化

- ・フルコストリカバリー

健全な経営運営には「総費用」の観点が必要であり、事業遂行における「管理費」を明確に位置付けてほしい

- ・成果志向を前提とした自由度の高いアプローチを可能に

成果にコミットした社会課題解決のため、ガバナンスを利かせつつ、資金活用用途として自由度の高いアプローチ可能性を担保する必要がある

※「ブラックボックスアプローチ」と表現されることがある

論点② 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題

「国及び地方公共団体が対応することが困難な諸課題」

- 子ども・若者支援の分野から 特に「若者」支援に関して-

- ・住宅/住居支援

身元引受人および帰住先を持たない子ども・若者で、特に未成年の児童養護施設退所者、少年院退院者、高校中退/中卒者、在学者など

- ・難民やルーツが外国にある子ども、若者支援

日本語や日本の文化風習に関する知識やスキルの獲得のみならず、学校や職場での“一般常識”を子ども、若者とその家族も学ぶことができる生活・就労支援

- ・若者支援バウチャー

新しい事業/プロジェクトの創設でなく、受益者負担型の若者支援サービスを望む若者に対して、交通費などの「実費負担の原則」を越えたフルカバー型のバウチャー付与



日本にも新しいベビーシッター制度を 試験的に導入することを提案します

2017年5月22日

株式会社キッズライン代表取締役社長

経沢香保子

1



(1) 待機児童解消の補助的な対応策として

- ✓ 自宅保育のため保育施設建設も不要
- ✓ 潜在保育士が働きやすいシッターとして保育の現場に復帰
- ✓ 保育園に適さない勤務体系もカバー
- ✓ シッター保育のコストパフォーマンスの良さ 月30万円以下
- ✓ 初期費用ゼロで開始可能 早期待機児童解消へ

2

(2) 病児保育の施設不足対策として

保育士や幼稚園教諭、看護師などの国家資格を活かしてシッターが保育園ではカバーできない病児・病後児をサポート

→女性活躍推進を後押し

(3) 障害児保育の補助的対応策として

特別なケアを必要とするお子さんを、誰もが安心して簡単に預けられる

国家資格を持つ潜在保育士を活かした、 テンポラリーで、補完的な、 誰もが使いやすい育児の仕組みを提案します



¥1,000 /1時間

☆保育士資格&子育て経験あり☆お子さまに寄り添って個性を大切に優しく温かくサポートいたします。

★★★★★ (190回) 対応 0歳9ヶ月～15歳12ヶ月
♀ 東京都江戸川区-葛西駅

スケジュール 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日
14:16 10:12 10:12 15:16



¥1,080 /1時間

保育園2年!!お子様に負けないくらい元気に楽しく丁寧な保育をサポート致します♪

★★★★★ (105回) 対応 1歳0ヶ月～15歳12ヶ月
♀ 神奈川県横浜市港南区-上大岡駅

スケジュール 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日
16:23 16:23 17:22



¥1,100 /1時間

保育園7年。子育て経験あります。保育と子育て経験を生かして、お子様とお母様に笑顔でサポートを!

★★★★★ (75回) 対応 0歳3ヶ月～15歳12ヶ月
♀ 神奈川県横浜市港北区-瀬谷駅

スケジュール 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日
10:16 09:17 10:17 10:17 09:17



¥1,200 /1時間

子どもの笑顔が元気の源!笑顔でサポートさせていただきます!

★★★★★ (238回) 対応 0歳9ヶ月～15歳12ヶ月
♀ 東京都川崎市川崎区-川崎駅

スケジュール 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日
07:19 07:23 07:22 07:23 07:22



¥1,200 /1時間

保育補助・塾講師の経験あり!体力に自信のある現役看護師です☆明るく楽しくお子様の目標になって接することが得意です...

★★★★★ (52回) 対応 2歳0ヶ月～15歳12ヶ月
♀ 東京都葛飾区

スケジュール 17日 18日 19日 20日 21日 22日 23日
19:22

休眠預金活用推進に向けた議論における前提

2017/5/22

1. イノベーション創出に向けた、未来への投資として活用すること

- ✓ バラマキではなく、革新的な課題解決の手法を社会に広げるための資金として使う こと（未来への投資）。
- ✓ 過度な公平性・一律性の重視、縦割りや単年度主義から脱却し、イノベーション創出に向けたチャレンジを支える こと。

2. 新しい社会モデルをつくるためのインキュベーションの役割を意識すること

- ✓ 公的財源を投じることは難しいが、社会にとって必要なモデルをつくる挑戦を支えること。
- ✓ 挑戦に失敗はつきものであり、一定のリスクは許容 すること。
- ✓ インキュベーションに必要な 経営支援・伴走支援のコストを含んだ制度設計 とすること

3. プロセス管理ではなく、成果志向で資金提供を行うこと

- ✓ 何をやったか（プロセス管理）ではなく、どのような成果を生んだか（成果志向）の観点 を重視 すること。
- ✓ 成果を把握し、必要な評価を行い、健全なプレーヤーの入れ替えを行う こと。またそのためには 評価コストが必要であることを認識 すること。

4. 既存の制度の受益者ではなく、今まで制度が救えなかった人々が抱える課題にフォーカスすること

- ✓ 公的財源の不足を、単に埋める存在として休眠預金を利用しない こと
- ✓ 前例のない取組や、ニッチであるがゆえに対応が遅れているニーズを支えることができる仕組み を前提とすること

5. 過去の踏襲ではなく、新たな担い手による柔軟な運営を可能とすること

- ✓ 指定活用団体は、しがらみを脱し、従来にはない柔軟性のある新組織を前提 とすること。
- ✓ 過度に管理的・統制的になるのではなく、資金分配団体・現場団体との応答的な関係を前提 とすること

岸本幸子（公益財団法人 パブリックリソース財団 専務理事）
工藤啓（NPO 法人 育て上げネット 代表理事）
駒崎弘樹（認定 NPO 法人 フローレンス 代表理事）
白井智子（NPO 法人 トイボックス 代表理事）

基本方針策定に向けた主要論点（案）についての意見

曾根原久司

休眠預金を助成、融資、出資などの手法により、公益分野へ資金支援を行うことは大切だと思いますが、以下の1、法の基本理念の具体化の中の「特に、休眠預金等に係る資金の活用が社会に対し目に見える成果を生むためには、例えば、ビジネスとしての成立可能性やイノベーションを伴う持続的発展性など、どのような要素を備える必要があるか。」といった視点は、基本理念を、我が国の地域社会や、あるいは資本主義の経済社会の中において着実に実装し、実現していくためには、とても大切な視点だと思いますし、それを実現するには、「金」という経営資源以外の「ひと」という経営資源をどう育てていくかという視点がとても大切だと考えます。

ですから、この仕組みの中にこの分野の人材育成をどのように行っていくかという視点を盛り込むことが大切だと考えます。なかでも、この分野を牽引し、イノベーションを伴う持続発展性を期待、あるいは実現できるような、いわば理念を社会に実装することができる起業家を育成、輩出していくことができる仕組みづくりを、あわせて制度設計として検討することが大切だと考えています。

1. 法の基本理念の具体化

(例) 自立した担い手の育成、補完的な資金供給により民間公益活動に係る資金を調達できる環境整備の促進、大都市その他特定の地域に集中しないよう配慮等、法第16条の基本理念を具体化するためにどのような仕組みが求められるか。特に、休眠預金等に係る資金の活用が社会に対し目に見える成果を生むためには、例えば、ビジネスとしての成立可能性やイノベーションを伴う持続的発展性など、どのような要素を備える必要があるか。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 の主要論点 1 及び2 (2017年5月22日)

主要論点 1、法の基本理念の具体化

2、休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題

服部篤子

第 16 条	個別論点と整理
<p>休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で①<u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決</u>を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが②<u>成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの</u>(以下「民間公益活動」という。)に活用されるものとする。</p>	<p>① <u>国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決</u> 地方公共団体は、様々な取り組みを行っているが、対応することが困難な社会課題とはどう解釈すればいいか。地方公共団体が「長年解決できていない」だけでではなく、「単独で対応できない」、「モデル事業があるが、他地域での展開が容易でない」社会課題と読み解くのが現場に即している。特に、「単独」ではない方法としての市民活動団体と行政との「協働」は、NPO 法施行以来、長年 NPO セクターでよりよい方向を模索してきた。その考え方や資金の流れを応用することができると思われる。また、社会課題の認識は、数年で大きく変わる可能性がある。最も早く現場の問題に気づく市民活動に対して社会の理解が得られ、一般に「社会課題」と認識されるまでに時間を要することに留意が必要。</p> <p>② <u>成果を収めることにより</u> 長期にわたる社会課題解決への活動に対して、「成果」をどうとらえるか。短期と中期の成果を分けて考えとともに、プロセスにおいて柔軟にとらえ、目標の変更を可能とするしくみが重要と考える。また、本資金の活用にあたって関係する組織体が多い。直接現場で活動する団体だけではなく、その団体と寄り添う資金分配団体の成果を何と考えるかも同様に議論が必要。なお、社会起業家の本質に関する国内外の議論では、経済的成果と社会的成果の双方が必要であることに合意がある一方、全てを定量化することを求めているではない。</p>
<p>2 休眠預金等交付金に係る資金は、③<u>民間公益活動の自立した担い手の育成に資する</u>とともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資(以下「助成等」という)等を④<u>補完するための資金の供給を行う</u>ことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。</p>	<p>③ <u>民間公益活動の自立した担い手の育成に資する</u> 自立とは、必ずしも金銭的なことを意味するのではなく、自らの考えに基づき責任ある行動である「主体的な」と理解することが望ましいのではないか。多様な市民活動団体の創出は、その担い手である市民の主体的な活動を後押しし、また、その人財の広がりにより寄与してきた。「担い手の育成」が法の基本理念の1つと考えられ、市民活動の一層の推進が望まれる。しかしながら、このような主体的に活動する市民活動の成果は多様に現れる。育成を考慮した活動の成果をどうとらえるのか、伴走が望ましいか、誰がどのように行うのか、介入の度合は</p>

	<p>どの程度か、が論点となる。外部団体の過度な支援ではなく、資金分配団体がプログラムオブサイサーとして個別団体にあわせて伴走することが望ましい。</p> <p>④ <u>補完するための資金の供給を行う</u></p> <p>既に行われている金融機関や民間の助成等に対して「補完する」資金提供とはどのようなものか。現場での多様な支援機関の間に、連携が行われているとはいえない。活動のステージを分けて考え、スタートアップよりも、ミドルステージの場合に、本資金の提供が呼び水となり、他の金融機関や民間助成等が連携する関係構築を促すしくみが望ましい。</p>
<p>3 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、⑤その活用の透明性の確保が図られなければならない。</p>	<p>⑤ <u>その活用の透明性の確保</u></p> <p>公益活動を行う団体には、既に、NPO 法人、公益法人、協同組合、株式会社等が活動しており、多様な法人格が想定され、どこまでの情報公開を行うのか。例えば、株式会社においても、最も情報公開を求める法人である公益認定法人、認定 NPO 法人と同様であることが望ましい。特に、非営利法人と株式会社との両方を立ち上げて社会課題解決を行う団体においてその双方の利害関係や会計の開示は言うまでもない。また、指定活動団体や資金分配団体においても同様であろう。</p>
<p>4 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、⑥これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。</p>	<p>⑥ <u>これが大都市その他特定の地域に集中することのないよう</u></p> <p>活用地域が広がりをもつためには、民間公益活動団体を発掘することや、小規模な市民活動団体への伴走が有益と考える。その役割を担うのが資金分配団体であり、できる限り各都道府県に広く、そして、同一地域内に複数の資金分配団体が設置されることが望ましい。さらに、その数は増加していくことが期待され、そのためには、ある一定基準を満たした団体を認証、登録するしくみが考えられる。</p>
<p>5 休眠預金等交付金に係る資金の活用にあたっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための⑦革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮されるものとする。</p>	<p>⑦ <u>革新的な手法の開発を促進する</u></p> <p>革新的な手法とはどのようなもので、イノベーションが求められているのか。革新とは全く新しいことを求めて使用する言葉ではない。既にある手法の応用である、成果に対してまだ不確実性が高い、一定範囲の成果であり広域で行われていない、これまでの成果が属人的である可能性がありモデル性が判断できない、など、機会とリスクを伴う手法といえる。リスクをヘッジする環境を整えたいえで目標を設定し、かつ柔軟に変更する環境が望ましい。その過程を的確に明示することで資金活用に理解が得られると考える。</p>